

(案)

写

令和6年10月30日

岡山地方最低賃金審議会
会 長 益田 佐和子 殿

岡山地方最低賃金審議会
岡山県耐火物製造業
最低賃金専門部会
部会長 片山 裕之

岡山県耐火物製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月3日及び7月29日岡山地方最低賃金審議会において付託された標記最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、全会一致で別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は次のとおりである。

岡 山 地 方 最 低 賃 金 審 議 会
岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会委員

公益代表委員

部 会 長 片 山 裕 之 弁護士

部会長代理 益 田 佐和子 岡山家庭裁判所
家事調停委員

國 光 類 岡山商科大学経済学部
准教授

労働者代表委員

淺 山 里 奈 U Aゼンセン岡山県支部
次長

足 岡 竜 也 品川リフラクトリーズ労働組合
事務局長

今 井 輝 黒崎播磨労働組合備前支部
副支部長
セラミックス連合岡山県支部 書記長

使用者代表委員

高 木 聡 黒崎播磨(株)備前工場 窯炉製造事業部
備前業務グループ長

津 田 宏 幸 品川リフラクトリーズ(株)
西日本総務部長

西 谷 治 朗 岡山県経営者協会
専務理事

別 紙

岡山県耐火物製造業最低賃金

1 適用する地域

岡山県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で耐火物製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が耐火物製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,026円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

岡山県耐火物製造業最低賃金専門部会審議経過

会 議 等	年 月 日	内 容
第507回 岡山地方最低賃金審議会	令和6年 7月3日	1 改正決定の必要性の有無について諮問
第508回 岡山地方最低賃金審議会	令和6年 7月29日	1 改正決定の必要性の有無及び改正決定について諮問 2 専門部会の設置を決定
専門部会委員の推薦公示	令和6年 7月29日	締 切 令和6年8月19日
専門部会委員の任命	令和6年 8月26日	
第1回 専門部会	令和6年 9月18日	1 部会長及び同代理の選任 2 今年度の審議の進め方 3 改正決定の必要性の有無について審議（結審）
改正決定に関する意見聴取の公示	令和6年 9月18日	締 切 令和6年10月9日
第2回 専門部会	令和6年 10月22日	1 最低賃金額の審議
第3回 専門部会	令和6年 10月24日	1 最低賃金額の審議
第4回 専門部会	令和6年 10月30日	1 最低賃金額の審議（結審）